

令和5年第1回衣浦東部広域連合議会定例会

## 議案説明書

(令和5年2月8日提出分)

## 目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 1 号	衣浦東部広域連合個人情報保護法施行条例の制定について	1
議案第 2 号	衣浦東部広域連合行政不服審査会条例の制定について	3
議案第 3 号	衣浦東部広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第 4 号	衣浦東部広域連合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第 5 号	地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	1 9
議案第 8 号	衣浦東部広域連合広域計画の変更について	4 9
議員提出議案 第 1 号	衣浦東部広域連合議会個人情報保護条例の制定について	5 5

## 議案第 1 号

衣浦東部広域連合個人情報保護法施行条例の制定について

### 1 制定の理由

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の改正に伴い、条例を制定する必要があるため。

### 2 制定の概要

#### (1) 開示決定等の期限（第 3 条）

開示決定等の期限を、開示請求があった日から 14 日以内と定める。

#### (2) 開示請求に係る手数料（第 4 条）

法第 89 条第 2 項の規定による開示請求に係る手数料を、無料と定める。

#### (3) 写しの交付等に要する費用（第 5 条）

写しの交付又は送付により保有個人情報の開示を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの交付又は送付に要する費用を負担しなければならない。

#### (4) 審査会への諮問（第 8 条）

衣浦東部広域連合行政不服審査会条例（令和 5 年衣浦東部広域連合条例第●号）第 2 条に規定する衣浦東部広域連合行政不服審査会を、諮問先として定める。

### 3 施行期日等

#### (1) 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

#### (2) 衣浦東部広域連合個人情報保護条例の廃止

衣浦東部広域連合個人情報保護条例（平成 15 年衣浦東部広域連合条例第 30 号）は、廃止する。

#### (3) 経過措置

廃止前の衣浦東部広域連合個人情報保護条例の規定による保有個人情報の開示、訂正並びに利用停止、義務及び罰則については、当該条例の廃止後も、なお従前の例による。



## 議案第 2 号

### 衣浦東部広域連合行政不服審査会条例の制定について

#### 1 制定の理由

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の改正に伴い、条例を制定する必要があるため。

#### 2 制定の概要

(1) 設置（第 2 条）

(2) 所掌事務（第 4 条）

(3) 組織（第 5 条）

(4) 委員（第 6 条）

(5) 審査会の調査権限（第 8 条）

ア 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

イ 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

ウ 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(6) 意見の陳述（第 9 条）

審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(7) 意見書等の提出（第 10 条）

(8) 提出資料の写しの送付等（第 11 条）

(9) 審査請求に係る調査審議手続の非公開（第 12 条）

審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(10) 答申書の送付等（第 13 条）

(11) 情報公開に関する重要な事項及び個人情報の適正な取扱いの確保に関する調査審議  
(第 14 条)

(12) 罰則 (第 16 条)

(13) 衣浦東部広域連合行政不服審査会条例の廃止 (附則第 2 条)

### 3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 経過措置

ア この条例の施行の際現に廃止前の衣浦東部広域連合行政不服審査会条例（平成 15 年衣浦東部広域連合条例第 31 号。以下「旧条例」という。）に規定する行政不服審査会の委員であった者又は施行日前に附則第 3 条第 2 項の規定による委員の委嘱を受けた者は、この条例の施行の日に、第 5 条第 1 項の規定による委嘱を受けたものとみなす。

イ この条例の施行の際現に旧条例の規定により旧審査会の委員である者又はこの条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る義務及び罰則については、旧条例の廃止後もなお従前の例による。

ウ 施行日前に施行条例附則第 2 条の規定による廃止前の衣浦東部広域連合個人情報保護条例（平成 15 年衣浦東部広域連合条例第 30 号）第 39 条の規定による諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

## 議案第 3 号

衣浦東部広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 制定の理由

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の改正に伴い、条例の一部を改正する。

### 2 改正の概要

- (1) 引用条項の修正を行う。
- (2) その他字句の整理を行う。

### 3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行する。





新旧対照表

○衣浦東部広域連合情報公開条例（平成15年4月18日衣浦東部広域連合条例第29号）

新	旧
<p>(他の制度との調整)</p> <p>第17条 この条例は、法令（<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>を除く。）又は他の条例（<u>衣浦東部広域連合個人情報保護法施行条例（令和5年衣浦東部広域連合条例第●号）</u>を除く。）の規定により公文書を閲覧し、若しくは縦覧し、又は公文書の謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる場合における当該公文書については、適用しない。</p> <p>(費用の負担)</p> <p>第18条 公文書の開示に係る手数料は、無料とする。</p> <p>2 公文書の写しの交付により公文書の開示を受ける者は、<u>規則で定めるところにより、当該公文書の写しの交付及び送付に要する費用を負担しなければならない。</u></p> <p>第2節 審査請求</p> <p>(審査請求手続)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 実施機関は、開示決定等又は開示請求に係る不作為について、審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞な</p>	<p>(他の制度との調整)</p> <p>第17条 この条例は、法令又は他の条例（<u>衣浦東部広域連合個人情報保護条例（平成15年衣浦東部広域連合条例第30号）</u>を除く。）の規定により公文書を閲覧し、若しくは縦覧し、又は公文書の謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる場合における当該公文書については、適用しない。</p> <p>(費用の負担)</p> <p>第18条 公文書の開示に係る手数料は、無料とする。</p> <p>2 公文書の写しの交付により公文書の開示を受ける者は、当該公文書の写しの<u>作成</u>及び送付に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>第2節 審査請求</p> <p>(審査請求手続)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 実施機関は、開示決定等又は開示請求に係る不作為について、審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞な</p>

新	旧
<p>く、衣浦東部広域連合行政不服審査会条例（令和5年衣浦東部広域連合条例第●号）第2条第1項に規定する衣浦東部広域連合行政不服審査会に諮問して、当該審査請求についての裁決をしなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>く、衣浦東部広域連合行政不服審査会条例（平成15年衣浦東部広域連合条例第31号）第1条第1項に規定する衣浦東部広域連合行政不服審査会に諮問して、当該審査請求についての裁決をしなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>

## 議案第4号

衣浦東部広域連合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正の理由

地方公務員法の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるため。

### 2 改正の概要

- (1) 職員の定年を60歳から段階的に引き上げて65歳とする。
- (2) 上限年齢に達した職員を管理監督職以外の職に降任等を行う管理監督職勤務上限年齢制度を導入する。
  - ア 降任等の対象となる管理監督職は、管理職手当の支給を受ける職員の職とする。
  - イ 管理監督職として勤務することができる上限年齢は、60歳とする。
  - ウ 管理監督職上限年齢に達した職員について、管理監督職以外の職に降任等を行う場合に任命権者が遵守すべき基準を定める。
  - エ 管理監督職勤務上限年齢制度の特例を定める。
- (3) 60年に達した日以後に退職した者を、従前の勤務実績等に基づく選考により、短時間勤務の職に定年前再任用短時間勤務職員として採用することができることとする。
- (4) 任命権者は、当分の間、職員が60歳に達する日の属する年度の前年度に、当該職員に対し、60歳以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容等を情報提供するとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。
- (5) 定年を段階的に引き上げることに伴う経過措置として、定年退職者等（定年に達している者であって65歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にあるものに限る。）を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職又は短時間勤務の職に暫定再任用職員として採用することができることとする。

### 3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。



新旧対照表

○衣浦東部広域連合職員の定年等に関する条例（平成15年4月1日衣浦東部広域連合条例第7号）

新	旧
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 定年制度（第2条—第4条）</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第5条—第10条）</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制（第11条・第12条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第13条）</u></p> <p>附則</p> <p>    <u>第1章 総則</u></p> <p>    (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>    <u>第2章 定年制度</u></p> <p>    (定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、<u>年齢65年</u>とする。</p> <p>    (定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、<u>定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない</u></p>	<p>目次</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、<u>年齢60年</u>とする。</p> <p>    (定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、<u>定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を</u></p>

新	旧
<p>範囲内で期限を定め、<u>当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第8条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第5条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第8条の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて広域連合長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし</u></p>	<p>定め、<u>その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</u></p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。</u></p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>その業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p>

新	旧
<p><u>書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は、<u>第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員又は第2項の規定により期限が延長された職員について、それぞれ第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>第3章 <u>管理監督職勤務上限年齢制</u> (<u>管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職</u>)</p> <p>第5条 <u>法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例(平成15年衣浦東部広域連合条例第16号)第11条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職とする。</u> (<u>管理監督職勤務上限年齢</u>)</p> <p>第6条 <u>法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。</u> (<u>他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準</u>)</p> <p>第7条 <u>任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定める</u></p>	<p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続いて</u>勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に<u>第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。</u></p> <p>5 (略)</p>

新	旧
<p>もののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第9条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。</p> <p>(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。</p> <p>(3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等を行う場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。</p> <p>（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）</p> <p>第8条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間</p>	



新	旧
<p>内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内) で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。</p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。</p> <p>2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</p> <p>（異動期間の延長等に係る職員の同意）</p> <p>第9条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合には、あらか</p>	

新	旧
<p><u>じめ職員の同意を得なければならない。</u>  <u>(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)</u></p> <p>第10条 <u>任命権者は、第8条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。</u></p> <p>第4章 <u>定年前再任用短時間勤務制</u>  <u>(定年前再任用短時間勤務職員の任用)</u></p> <p>第11条 <u>任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。</u></p> <p>第12条 <u>任命権者は、前条本文の規定によるほか、衣浦東部広域連合を組織する地方公共団体の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができ</u></p>	

新	旧								
<p>る。</p> <p>2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。</p> <p>第5章 雑則</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>(定年に関する経過措置)</p> <p>2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、同条中「65年」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="145 829 1041 1053"> <tr> <td>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</td> <td>61年</td> </tr> <tr> <td>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</td> <td>62年</td> </tr> <tr> <td>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</td> <td>63年</td> </tr> <tr> <td>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td> <td>64年</td> </tr> </table> <p>(情報の提供及び勤務の意思の確認)</p> <p>3 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異</p>	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	<p>附 則</p> <p>この条例は、平成15年4月1日から施行する。</p>
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年								
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年								
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年								
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年								

新	旧
<p><u>動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）</u>にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、<u>末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）</u>において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、<u>同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</u></p>	

## 議案第 5 号

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

### 1 改正の理由

地方公務員法の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるため。

### 2 改正の概要

#### (1) 衣浦東部広域連合職員定数条例の一部改正（第 1 条関係）

職員定数を次のとおり改める。

区分	改正後	改正前
事務部局の職員	15人	12人
消防機関の職員	515人	440人
監査委員の事務部局の職員	兼務6人	兼務4人
計	530人	452人

#### (2) 衣浦東部広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正（第 2 条関係）

懲戒処分として減給の処分を受けている職員の減給の額が、その職員が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減給の額とする。

#### (3) 衣浦東部広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（第 3 条関係）

ア 定年前再任用短時間勤務制度の導入に伴う地方公務員法の引用条項の改正及び字句の整理

イ 暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間等は、定年前再任用短時間勤務職員と同様とする。

#### (4) 衣浦東部広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第 4 条関係）

ア 育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員に、管理監督職上限年齢制度の特例の適用を受ける職員を加える。

イ 定年前再任用短時間勤務制度の導入に伴う地方公務員法の引用条項の改正及び字句の整理

#### (5) 衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例の一部改正（第 5 条関係）

ア 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた基準給料月額に、当該定年前再任用短時間勤務職員につい

て定められた1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。

イ 定年前再任用短時間勤務職員について、時間外勤務手当は現行の再任用短時間勤務職員と、扶養手当、住居手当、期末手当及び勤務手当は現行の再任用職員と同様の取扱いとする。

ウ 定年の引上げに伴う給料に関する特例を定める。

(ア) 当分の間、給料月額7割措置（職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後の給料月額を、当該職員の職務の級及び号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とする特例措置をいう。以下同じ。）を行う。

(イ) 管理監督職勤務上限年齢に達したことにより降任等をされた職員について、給料月額7割措置による給料月額が、当該降任等をされた日の前日に受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額に達しない場合は、その差額に相当する額を支給する。

エ 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置を定める。

(ア) 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される基準給料月額に基づき算定する。

(イ) 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員について、扶養手当、住居手当、期末手当及び勤務手当は、定年前再任用短時間勤務職員と同様の取扱いとする。

(6) 衣浦東部広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正（第6条関係）

地方公務員法の引用条項の改正

(7) 衣浦東部広域連合職員の降給に関する条例の一部改正（第7条関係）

ア 降給の種類に、管理監督職上限年齢に達した管理監督職を占める職員が、管理監督職以外の職に降任等を行うこととなった場合における降給を加える。

イ 給料月額7割措置の適用を受ける職員に対するこの条例の規定の適用を定める。

(ア) 当分の間、給料月額7割措置をこの条例に規定する降給とする。

(イ) 給料月額7割措置を受ける職員には、降給をする旨を記載した通知書の交付に代えて、給料月額が異動することとなった旨の通知を行うこととする。

(8) 衣浦東部広域連合職員の再任用に関する条例の廃止（第8条関係）

### 3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。





(議案第5号参考資料)

新旧対照表

○衣浦東部広域連合職員定数条例（平成15年4月1日衣浦東部広域連合条例第5号）

新	旧
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 広域連合長の事務部局の職員 <u>15</u>人</p> <p>(2) 消防機関の職員 <u>515</u>人</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 監査委員の事務部局の職員 (兼務<u>6</u>人)</p> <p>計 <u>530</u>人</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 広域連合長の事務部局の職員 <u>12</u>人</p> <p>(2) 消防機関の職員 <u>440</u>人</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 監査委員の事務部局の職員 (兼務<u>4</u>人)</p> <p>計 <u>452</u>人</p>



新旧対照表

○衣浦東部広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 (平成15年4月1日衣浦東部広域連合条例第8号)

新	旧
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の範囲内において任命権者が定める期間、<u>その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額</u>(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、<u>報酬の額</u>)の10分の1以下において任命権者が定める額を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の範囲内において任命権者が定める期間、<u>給料</u>(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、<u>これに相当する報酬をいう。</u>)の10分の1以下において任命権者が定める額を減ずるものとする。</p>



新旧対照表

○衣浦東部広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年4月1日衣浦東部広域連合条例第11号）

新	旧
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第2項の規定により採用された職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い</p>

新	旧
<p>1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p>	<p>1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p>
<p>第4条 (略)</p>	<p>第4条 (略)</p>
<p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、広域連合長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>(年次有給休暇)</p>	<p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、広域連合長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>(年次有給休暇)</p>
<p>第13条 年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、その者の勤務時間等を考</p>	<p>第13条 年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し2</p>

新	旧
<p>慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第19条 非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、広域連合長の定める基準に従い、任命権者が定める。</p>	<p>0日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第19条 非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員</u>を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、広域連合長の定める基準に従い、任命権者が定める。</p>





新旧対照表

○衣浦東部広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成15年4月1日衣浦東部広域連合条例第12号）

新	旧
<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 衣浦東部広域連合職員の定年等に関する条例第8条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p>	<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p>
<p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 衣浦東部広域連合職員の定年等に関する条例第8条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)</p>	<p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)</p>
<p>第17条 育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げ</p>	<p>第17条 育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げ</p>

新			旧		
る字句とする。			る字句とする。		
第7条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、 <u>勤務時間条例第2条第2項又は第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）</u> を乗じて得た額とする	第7条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、 <u>衣浦東部広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年衣浦東部広域連合条例第11号）第2条第2項又は第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）</u> を乗じて得た額とする
(略)			(略)		
第18条第3項	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成33年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）	第18条第3項	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成33年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）
第18条第4項ただし書	定年前再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等	第18条第4項ただし書	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等
(略)			(略)		
(略)			(略)		
第8条第1項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする	第8条第1項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする

新			旧		
(短時間勤務職員についての給与条例の特例)			(短時間勤務職員についての給与条例の特例)		
第20条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			第20条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第7条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、 <u>勤務時間条例</u> 第2条第2項又は第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする	第7条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、 <u>衣浦東部広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例</u> （平成15年衣浦東部広域連合条例第11号）第2条第2項又は第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
(略)			(略)		
第18条第3項	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員（以下「短時間勤務職員」という。）	第18条第3項	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員（以下「短時間勤務職員」という。）
第18条第4項ただし書	定年前再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員	第18条第4項ただし書	再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員

新			旧		
第29条	定年前再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員	第29条	第12条、第13条及び第15条 再任用職員	第12条、第13条、第15条及び第17条 短時間勤務職員
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して広域連合長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。）を除く。）</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第22条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（衣浦東部広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年衣浦東部広域連合条例第11号。以下「勤務時間条例」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間（非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）をいう。）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則</p>			<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して広域連合長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。）を除く。）</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第22条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（衣浦東部広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年衣浦東部広域連合条例第11号。以下「勤務時間条例」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間（非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）をいう。）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則</p>		

新	旧
<p>(給与条例附則第5項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する 読替え)</p> <p>3 育児短時間勤務職員等に対する給与条例附則第5項の規定の適用については、同項中「<u>」とする</u>」とあるのは、「<u>」に、勤務時間条例第2条第2項又は第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする</u>」とする。</p>	



新旧対照表

○衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例（平成15年4月1日衣浦東部広域連合条例第16号）

新	旧
<p>(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)</p>	<p>(再任用職員の給料月額)</p>
<p>第8条 法第22条の4第1項又は第22条の5第2項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第6条第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>	<p>第8条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>2 再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項又は第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>
<p>(時間外勤務手当)</p>	<p>(時間外勤務手当)</p>
<p>第18条 (略)</p>	<p>第18条 (略)</p>
<p>2 時間外勤務手当の額は、前項の勤務1時間につき、第27条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で広域連合長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 時間外勤務手当の額は、前項の勤務1時間につき、第27条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で広域連合長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>3 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、</p>	<p>3 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正</p>

新	旧
<p>て、正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で広域連合長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、その割合に100分の25を加算した割合）」とあるのは「100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、100分の125）」とする。</p>	<p>規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で広域連合長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、その割合に100分の25を加算した割合）」とあるのは「100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、100分の125）」とする。</p>
<p>4 前3項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条第1項により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対しても、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間（広域連合長が規則で定める時間を除く。）について、勤務1時間につき、第27条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で広域連合長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が、勤務時間条例第5条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。</p>	<p>4 前3項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条第1項により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対しても、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間（広域連合長が規則で定める時間を除く。）について、勤務1時間につき、第27条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で広域連合長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、<u>再任用短時間勤務職員</u>が、勤務時間条例第5条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。</p>
<p>5 次に掲げる時間の合計が1月について60時間を超えた職員には、その6</p>	<p>5 次に掲げる時間の合計が1月について60時間を超えた職員には、その6</p>



新	旧
<p>0時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第27条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1) 第1項の勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち、広域連合長が規則で定めるものを除く。）の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、100分の175）</p> <p>(2) (略)</p>	<p>0時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第27条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1) 第1項の勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち、広域連合長が規則で定めるものを除く。）の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、100分の175）</p> <p>(2) (略)</p>
<p>6 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第27条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる時間 100分の150から第2項に規定する広域連合長が規則で定める割合を減じた割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、100分の175から同項に規定する広域連合長が規則で定める割合を減じた割合）</p> <p>(2) (略)</p>	<p>6 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第27条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる時間 100分の150から第2項に規定する広域連合長が規則で定める割合を減じた割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、100分の175から同項に規定する広域連合長が規則で定める割合を減じた割合）</p> <p>(2) (略)</p>
<p>7 第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定</p>	<p>7 第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定</p>

新	旧
<p>の適用については、同項第1号中「100分の150から第2項に規定する広域連合長が規則で定める割合を減じた割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175から同項に規定する広域連合長が規則で定める割合を減じた割合）」とあるのは「100分の50」とする。</p> <p>（期末手当）</p>	<p>の適用については、同項第1号中「100分の150から第2項に規定する広域連合長が規則で定める割合を減じた割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175から同項に規定する広域連合長が規則で定める割合を減じた割合）」とあるのは「100分の50」とする。</p> <p>（期末手当）</p>
<p>第22条（略）</p>	<p>第22条（略）</p>
<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における<u>当該職員</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における<u>その者</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>(1)～(4)（略）</p>	<p>(1)～(4)（略）</p>
<p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。</p>	<p>3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。</p>
<p>4～6（略）</p>	<p>4～6（略）</p>
<p>（勤勉手当）</p>	<p>（勤勉手当）</p>
<p>第25条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下<u>この項</u>から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、<u>当該職員</u>の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の広域連合長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（広域連合長が規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p>	<p>第25条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下<u>この条</u>においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、<u>その者</u>の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の広域連合長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（広域連合長が規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p>
<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、広域連合長が規則で定める基準に従</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、広域連合長が規則で定める基準に従</p>

新	旧
<p>い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外)</p>	<p>い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u> 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(<u>再任用職員</u>についての適用除外)</p>
<p>第29条 第7条、第12条、第13条及び第15条の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>には適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>(<u>定年の引上げに伴う給料に関する特例措置</u>)</p>	<p>第29条 第12条、第13条及び第15条の規定は、<u>再任用職員</u>には適用しない。</p> <p>附 則</p>
<p>5 <u>当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第7項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第3項の規定により当該職員に属する職務の級並びに第7条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100</u></p>	

新	旧
<p>円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。</p> <p>6 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</p> <p>(2) 衣浦東部広域連合職員の定年等に関する条例(平成15年衣浦東部広域連合条例第7号)第8条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第8条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第5条に規定する職を占める職員</p> <p>(3) 衣浦東部広域連合職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)</p> <p>7 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第9項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第5項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第5項の規定により当該職員</p>	

新	旧
<p><u>の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</u></p> <p>8 <u>前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</u></p> <p>9 <u>異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第5項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第7項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p> <p>10 <u>附則第7項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第5項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p> <p>11 <u>附則第5項から前項までに定めるもののほか、附則第5項の規定による給料月額、附則第7項の規定による給料その他附則第5項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	

新

別表第1 (第5条関係) 行政職給料表

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員	(略)									
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考 (略)

別表第2 (第5条関係) 消防職給料表

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員	(略)										
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500	451,700

備考 (略)

旧

別表第1 (第5条関係) 行政職給料表

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員	(略)									
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考 (略)

別表第2 (第5条関係) 消防職給料表

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員	(略)										
再任用職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500	451,700

備考 (略)

新旧対照表

○衣浦東部広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年2月17日衣浦東部広域連合条例第1号）

新	旧
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。</u>）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。</u>）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>





新旧対照表

○衣浦東部広域連合職員の降給に関する条例（平成28年2月10日衣浦東部広域連合条例第4号）

新	旧
<p>(降給の種類)</p> <p>第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに<u>地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。</u></p> <p>(降格の事由)</p> <p>第3条 任命権者は、職員が<u>降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>(衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例附則第5項の規定の適用を受け</p>	<p>(降給の種類)</p> <p>第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。</p> <p>(降格の事由)</p> <p>第3条 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>

新	旧
<p><u>る職員に対する規定の適用)</u></p> <p>2 <u>衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例附則第5項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例附則第5項の規定による降給とする」とする。</u></p> <p>3 <u>第5条の規定は、衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例附則第5項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</u></p>	

新旧対照表

○衣浦東部広域連合広域計画

新	旧
<p><b>第1 広域計画の趣旨</b></p> <p>衣浦東部広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、広域事務を総合的かつ計画的に行うため、衣浦東部広域連合(以下「広域連合」という。)並びに広域連合を組織する碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び高浜市（以下「関係市」という。）が相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら処理する事項について定める。</p> <p><b>第2 圏域の概要</b></p> <p><u>広域連合が所管する圏域は、全域が西三河平野に位置する平坦な地形で、衣浦湾、境川及び矢作川に挟まれた水害への備えが必要な地域である。また、全域が東海地震に係る地震防災対策強化地域及び南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。</u></p> <p><u>広域連合の圏域は、自動車関連産業の高度な集積を核とし、機械及び金属工業、窯業その他地場産業など多様で厚みのある工業集積を誇っている。また、名古屋市都心から20～40kmの距離にあり、名古屋都市圏の郊外地域に含まれ、交通網が発達している。</u></p> <p><u>圏域人口は、広域連合が発足した平成15年4月の476,213人から令和4年4月には535,871人と約12.5%増加し</u></p>	<p><b>第1 広域計画の趣旨</b></p> <p>衣浦東部広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、広域事務を総合的かつ計画的に行うため、衣浦東部広域連合(以下「広域連合」という。)並びに広域連合を組織する碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び高浜市（以下「関係市」という。）が相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら処理する事項について定める。</p>

ている。今後は、国立社会保障・人口問題研究所が平成27年国勢調査を基に推計した「日本の地域別将来人口推計（平成30年推計）」によれば、令和12年をピークに人口は減少に転じるものの、65歳以上人口はその後も増加を続けると推計されている。

### 第3 広域計画の項目

広域計画は、広域連合規約第5条(広域連合の作成する広域計画の項目)の規定に基づき、次の項目について記載する。

#### 1 消防に関すること。

ただし、消防団に関する事務は、次に掲げる事務に限る。

- (1) 消防団を所轄し、行動させる事務
- (2) 消防団員に対する報酬、費用弁償及び退職報償金の支払事務
- (3) 消防団の教育訓練に関する事務
- (4) その他消防団の運営に関する事務

#### 2 広域計画の期間及び改定に関すること。

### 第4 消防に関すること

#### 1 発足の経緯

昭和23年に消防組織法が施行され、自治体消防制度が発足した。

関係市においては、昭和31年に刈谷市消防本部、昭和34

### 第2 広域計画の項目

広域計画は、広域連合規約第5条(広域連合の作成する広域計画の項目)の規定に基づき、次の項目について記載する。

#### 1 消防に関すること。

ただし、消防団に関する事務は、次に掲げる事務に限る。

- (1) 消防団を所轄し、行動させる事務
- (2) 消防団員に対する報酬、費用弁償及び退職報償金の支払事務
- (3) 消防団の教育訓練に関する事務
- (4) その他消防団の運営に関する事務

#### 2 広域計画の期間及び改定に関すること。

### 第3 消防に関すること

#### 1 発足の経緯

昭和23年に消防組織法が施行され、自治体消防制度が発足した。

関係市においては、昭和31年に刈谷市消防本部が最初に設

年に安城市消防本部、昭和36年に碧南市消防本部、昭和46年に知立市消防本部、昭和47年に高浜市消防本部が組織された。

平成6年9月に消防庁から「消防広域化基本計画の策定指針」が出され、平成7年1月に阪神・淡路大震災が発生して消防の広域化の必要性に関する議論が高まり、平成9年3月に愛知県において「消防広域化基本計画」が策定された。これらを踏まえ、関係市により構成する衣浦東部広域行政圏協議会において、消防業務の統合について協議を重ね、平成15年4月に1本部5署6分署1出張所を組織する衣浦東部広域連合消防局の発足に至った。

## 2 現状と課題

衣浦東部広域連合消防局は、出動体制の強化、消防施設及び設備の整備、指揮調査隊の編成など消防・救急・予防体制（以下「消防体制」という。）の整備を図ってきた。しかし、社会情勢や生活環境の変化による災害の複雑多様化、異常気象による自然災害の多発、感染症の流行など消防を取り巻く環境は、日々変化してきており、圏域住民が安心して暮らせるまちづくりには、災害の発生を未然に防ぐ予防体制と災害発生時に迅速に対応する消防、救急体制の更なる増強整備を図る必要がある。

置された後、昭和34年に安城市消防本部、昭和36年に碧南市消防本部がスタートし、さらに昭和46年に知立市消防本部が、翌昭和47年には高浜市消防本部が組織された。

平成6年9月、消防庁から「消防広域化基本計画の策定指針」が出され、平成9年3月、愛知県において「消防広域化基本計画」が策定された。その間、平成7年1月には、阪神・淡路大震災が発生し、大被害をもたらした。

こうした経過の中、関係市により構成する衣浦東部広域行政圏協議会において、消防業務の統合について協議を重ね、平成15年4月、1本部5署6分署1出張所を組織する衣浦東部広域連合消防局の発足に至っている。

## 2 現状と課題

衣浦東部広域連合消防局は、出動体制の強化、消防施設及び設備の整備、指揮調査隊の編成など消防・救急・予防体制の整備を図ってきた。しかし、社会情勢や生活環境の変化による災害の複雑多様化、異常気象による自然災害の多発など消防を取り巻く環境は、日々変化してきており、圏域住民が安心して暮らせるまちづくりには、災害の発生を未然に防ぐ予防体制と災害発生時に迅速に対応する消防、救急体制の更なる増強整備を図る必要がある。

また、平成23年の東日本大震災の発生を踏まえ、南海トラフ地震など想定される大規模災害にも対応できるよう、消防装備の充実や機動力の向上とともに、消防団、防火関係団体、関係市、その他関係機関（以下「関係機関等」という。）との一層の連携強化を図るなど、以下の消防体制について整備が求められている。

(1) 職員の適正な配置による組織体制の強化

(大規模災害時の各庁舎機能維持及び安全管理体制の強化)

(2) 救急業務の高度化及び多様化に対する体制の強化

(3) 住宅防火対策の推進及び防火対象物の違反是正に対する指導体制の強化

(4) 消防指令システムの計画的な整備及び指令施設の充実強化

(5) 関係機関等との連携強化

**3 今後の方向と施策**

複雑多様化する消防業務及び大規模災害に対応するため、消

また、平成23年の東日本大震災の発生を踏まえ、東海・東南海地震等想定される大規模災害にも対応できるよう、関係機関等との一層の連携強化を図るとともに、消防装備の充実や機動力の向上など消防体制の整備が求められている。

救急体制については、救急件数の増加及び救急業務の高度化に対応するため、救急救命士の増員をしてきた。今後は、救急救命処置範囲の拡大など更なる救急業務の高度化への対応が必要となっている。

予防体制については、日常的な防火対策として、住宅用火災警報器の設置促進及び予防査察を重点に実施してきた。今後は、地域の安全対策として、更なる住宅防火対策の推進、違反防火対象物・危険物施設の是正指導に努める必要がある。

その他、消防救急無線のデジタル化への移行など、消防指令システムの計画的な整備が必要となっている。

**3 今後の方向と施策**

複雑多様化する消防業務及び大規模災害に対応するため、消

防組織体制の増強整備を図るとともに、関係機関等との連携を強化する。

一方、建物の耐用年数を考慮し、中長期的な視点から、署所の統廃合を含めたより合理的かつ適正な消防施設及び職員配置の研究を行う。

また、圏域住民への働きかけを強め、防火・防災意識の高揚を図るとともに、市民が参加する救命講習の充実を図り、市民自らの応急手当による救命効果の向上に努める。

以上、広域消防の諸課題を整理し、計画的な事業展開を行う。主な施策として、下記事業を推進する。

- (1) 職員の適正な配置を行うとともに、消防施設や消防車両などの計画的な整備により、消防活動時の安全管理体制を強化し、消防力の充実を図る。
- (2) 救命率向上のため、応急手当の普及啓発を図るとともに、救急救命士の計画的な養成と救急隊員の専門的知識・技術の習得、医療機関との連携強化など救急教育体制の充実を図る。
- (3) 住宅用火災警報器の普及啓発を促進、及び高度化・専門化する予防業務に対応するため、職員の研修体制を整えるとともに、効果的な予防査察と違反是正の強化に努め、地域災害から安全性を確保する。
- (4) 消防指令システム及び消防救急デジタル無線の計画的な更新を行い、通信指令体制の充実強化を図る。

防組織体制の増強整備を図るとともに、関係機関等との連携を強化する。

一方、建物の耐用年数を考慮し、中長期的な視点から、署所の統廃合を含めたより合理的かつ適正な消防施設及び職員配置の研究を行う。

また、圏域住民への働きかけを強め、防火・防災意識の高揚を図るとともに、市民が参加する救命講習の充実を図り、市民自らの応急手当による救命効果の向上に努める。

以上、広域消防の諸課題を整理し、計画的な事業展開を行う。主な施策として、下記事業を推進する。

- (1) 消防施設、消防車両などの計画的な整備を行い、消防力の充実を図る。
- (2) 救命率向上のため、応急手当の普及啓発を図るとともに、救急救命士の計画的な養成と救急隊員の専門的知識・技術の習得、医療機関との連携強化など救急教育体制の充実を図る。
- (3) 高度化・専門化する予防業務に対応するため、職員の研修体制を整えるとともに、効果的な予防査察と違反是正の強化に努め、地域災害から安全性を確保する。
- (4) 消防救急無線のデジタル化に対応するとともに、消防指令システムの計画的な更新を行い、通信指令体制の充実強化を図る。

(5) 関係機関等との連携を強化する。

#### 第5 広域計画の期間及び改定に関すること

この広域計画の期間は、原則として、令和5年度から令和14年度までの10か年とし、その後10か年を単位に、計画期間満了前に見直しを行う。ただし、広域連合長が必要と認めた場合には、随時改定を行うものとする。

る。

(5) 消防団、防火関係団体、関係市、その他関係機関との連携を強化する。

#### 第4 広域計画の期間及び改定に関すること

この広域計画の期間は、原則として、平成25年度から平成34年度までの10か年とし、その後10か年を単位に、計画期間満了前に見直しを行う。

ただし、広域連合長が必要と認めた場合には、随時改定を行うものとする。



## 議員提出議案第1号

衣浦東部広域連合議会個人情報保護条例の制定について

### 1 制定の理由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の改正に伴い、条例を制定する必要があるため。

### 2 制定の概要

法第5章の適用対象から議会が除かれることに鑑み、同章の規定に準じて条例を定めるものとする。

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 個人情報等の取扱い（第4条—第16条）

第3章 個人情報ファイル簿（第17条）

第4章 開示、訂正、利用停止及び審査請求

第1節 開示（第18条—第31条）

第2節 訂正（第32条—第38条）

第3節 利用停止（第39条—第44条）

第4節 審査請求（第45条—第47条）

第5章 雑則（第48条—第53条）

第6章 罰則（第54条—第58条）

### 3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。